

## V 用語解説

凡例 P 1 ○○○：数字は掲載ページ

### P 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱い、その他地方自治体における教育行政の仕組みや運営について定めた法律。

### P 1 自己点検・評価

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき、教育委員会が、教育に関する事務の管理及び執行の状況について、毎年行う点検及び評価。

### P 1 第二次富士市教育振興基本計画

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、本市の教育の目指すべき姿と施策の方向性を示すため、教育全般に係る総括的な基本計画として、令和 4 年 4 月に「第二次富士市教育振興基本計画」を策定した。本計画の基本計画（第 I 部）は令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間を見据えた計画であり、実施計画（第 II 部）については、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間の計画としている。

### P 2 教育委員研修

地方分権が進み、教育委員会には一層の自立性や独自性が求められている。本市教育委員会では、国や県の動向を踏まえ、本市ならではの魅力ある教育を推進するため、今日的な教育に関する課題や教育の実態をテーマとした教育委員の研修会を積極的に実施している。また、実施内容を富士市ウェブサイト公開している。

### P 2 教育委員と語る会

教育委員が市内の小中学校、市立高等学校を訪問し、教職員や学校運営協議会委員や学校評議員、保護者など、学校を支えてくれる方から子どもや学校・地域の様子を伺う会。

### P 2 県費負担教職員

市町村立学校の教職員で給与等について都道府県が負担するもの。任免権は都道府県教育委員会が有するが、サービスの監督は市町村教育委員会が行う。

### P 7 移動教育委員会会議

普段市庁舎等の会議室で行っている教育委員会会議を、市内小中学校等の会場に移動して行う会議のこと。教育委員研修とセットで行われることが多い。

### P 7 総合教育会議

首長と教育委員会が、教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等についての協議・調整を行う場。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 4 の規定に基づき、全ての地方公共団体に

設置を義務付けられた会議。本市では、原則として毎年2回会議を開催している。

#### **P7 ふじの教育懇談会**

地域ぐるみで子どもを育もうとする「地域の絆」を深める環境づくりや雰囲気醸成を目指し、教育長が直接各校に訪問し、保護者の意見に耳を傾け、保護者、学校及び教育委員会が一体となって教育施策を推進していくことを目的としている。

#### **P7 STEAM 教育**

科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)、芸術・リベラルアーツ (Arts)、数学 (Mathematics) の5つの領域を対象とした理数教育に創造性教育を加えた教育理念。

#### **P7 コミュニティ・スクール**

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)は、学校と地域住民、保護者の協働による学校運営が可能となる「地域と共にある学校」を実現するための仕組みである。本制度の導入により、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを進めていくことができる。コミュニティ・スクールの設置については、平成29年4月から努力義務となった。

#### **P12 指導主事**

学校の営む教育活動自体の適正・活発な進行を促進するため、校長及び教員に助言と指導を与えることを職務として教育委員会事務局に置かれる職。教育課程、学習指導、生徒指導、教材、学校の組織編制、その他学校教育の専門的事項の指導に関する職務を行う。

#### **P12 ICT 支援員**

小中学校の授業で、教員に協力してインターネットによる調べ学習の手伝いをしたり、授業でパソコンの操作に困っている子どもたちを支援したりする。また、小中学校のGIGAタブレットやパソコンの管理や運営を行ったり、教員のパソコン操作の補助をしたりする。

#### **P12 アフター5講座**

急速な社会変化と教職員のニーズに対応する自主参加型研修。勤務時間終了後に行われている。

#### **P12 GIGA スクール構想**

児童生徒1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル徹底等を進める国の政策。

#### **P13 連携推進員**

小中学校での、小中一貫教育推進のため、連携を深める軸となる役割を担う教員。小学校と中学

校の円滑な接続を図り、学校・校種を越えて主体的に協働していくための活動を推進する。

#### **P13 スタートカリキュラム**

幼児期の育ちや学びを踏まえて、小学校の授業を中心とした学習へうまくつなげるため、小学校入学後に実施される合科的・関連的カリキュラム。

#### **P14 学校運営協議会**

教育委員会が個別に指定する学校（指定学校）ごとに、当該学校の運営に関して協議するために置かれる機関のこと。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5条第1項）。

学校運営協議会は、当該学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる（同条第6項）。また、当該学校の職員の採用その他の任用に関する事項については、職員の任命権者（任命する教育委員会）に対して意見を述べることができ、学校職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、学校運営協議会から述べられた意見を尊重するものとされている（同条第7項、第8項）。

#### **P14 コミュニティ・スクールディレクター（CSディレクター）**

コミュニティ・スクールの運営や学校種間の調整、分野横断的な活動の総合調整など統括的な立場で調整等を行う地域人材。

#### **P15 SDGs（エスディーゼーズ）**

持続可能な開発目標のこと。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

#### **P16 特別支援教育**

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

#### **P16 巡回学習相談**

児童生徒一人一人のニーズを把握し、児童生徒が必要とする支援の内容と方法を明らかにするために、学校担任、特別支援教育コーディネーター、保護者など児童生徒の支援を実施する者の相談を受け、助言すること。

#### **P16 通級指導教室**

通常学級に在籍し、その授業の中で困難を感じている子どもに対して、通常の授業のほかに一部の授業を別の教室で受ける制度のこと。

#### **P16 生徒指導アドバイザー**

主として中学校に配置されるサポート員。不登校生徒の対応や通常学級で困り感を持っている生徒の対応などに当たる。

#### **P16 サポート員（特別支援学級サポート員）**

特別支援学級で担任の補助を行うために配置されるサポート員。

#### **P16 国際教室**

日本語を母語としない児童生徒のうち、学校での授業に支障があったり、日常生活の中で言葉や習慣に不便を感じたりしている児童生徒に、一人一人の日本語理解の程度に応じた指導を行う教室。

#### **P18 富士市学校施設長寿命化計画**

学校施設の長寿命化に必要な改修等の内容、時期、費用等を示し、長期的な財政負担の軽減・平準化を図り、施設整備を実施するための計画。

#### **P19 富士市子どもの権利条例**

全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長し、及び発達していくことができるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進するために、令和4年4月に富士市で施行された条例。

#### **P19 魅力ある学校づくり調査研究事業**

不登校やいじめを未然に防止するために、児童生徒が安心・安全に学校生活を送り、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくための取組。

#### **P19 スクールソーシャルワーカー（SSW）**

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技能を用いて、問題を抱えた児童生徒本人に対する指導や、関係機関とのネットワークの構築、連携、調整など、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけながら支援を行う。

#### **P19 スクールカウンセラー（SC）**

学校において、不登校や問題行動などに対応するため、心理専門の相談業務を行う臨床心理士。スクールカウンセラーという特別な資格はなく、精神科医や心理学分野の大学教員がスクールカウンセラーになる場合もある。

#### **P19 特別の教科 道徳**

これまでの「道徳の時間」が、新しく「特別の教科」としての「道徳科」となり、小学校では平

成 30 年度から、中学校では令和元年度（平成 31 年度）から全面実施となった。道徳科の教科書を中心に、その他の教材も使用し、工夫しながら「考え、議論する道徳授業」の推進が図られている。

#### **P22 部活動指導員**

中学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する職員。

#### **P23 交通安全リーダー**

小学校 6 年生の全員が「交通安全リーダー」として、交通事故ゼロを目指して活動を行う、静岡県独自の取組。交通安全リーダーは、学区の交通安全を呼びかけながら、交通ルールの手本となるよう行動をとるとともに、下級生の指導等を行う。

#### **P26 勤怠管理システム**

労働時間を適正に把握・管理する責務において、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録するための機能。

#### **P26 共同学校事務室**

各校共通の事務を集中処理する共同体制。学校事務職員は通常 1 人の配置であるが、複数人で複数校の事務を行う共同体制を導入することにより、各校で教員、学校事務職員が担っている役割を見直し、教職員の負担を軽減する。また、教職員の役割の処理の効率化を図り、教職員の多忙化解消を推進する。

#### **P26 コンプライアンス**

「法令遵守」のことを指し、企業や個人が法令や社会的ルールを守ることを意味する。

#### **P26 交通 KYT**

「KYT」は（危険（K）予知（Y）トレーニング（T））の略で、交通事故を未然に防ぐためには、運転中に遭遇する様々な交通場面において、事故の原因となりうる危険要因を予測し、的確に回避することが必要であるため、それを習慣として身に着けるための訓練。

#### **P27 探究**

生徒一人一人が、自らの興味・関心に沿った課題を設定し、それについて調査・研究・発表する活動。

#### **P27 究タイム**

富士市立高等学校が独自に設定している教育活動。3 年間を通じて、探究的な力やチームで協働する姿勢を身に付ける学習。

## **P27 市役所プラン**

富士市立高等学校における探究学習の核となる学習で、富士市におけるまちづくりに関するテーマについて、課題解決策を考え、市民や市役所職員に提案を発表する取組。

## **P28 土曜学習**

土曜日の午前中に行う1年生を対象としたPTA主催の学習活動で、自分に合った学習方法や学習習慣を確立し、主体的に学習に取り組む姿勢を養うことを目的とする。講義（1時間目）＋自習と質問の時間（2・3時間目）で構成し、5年度は9回開催した。

## **P31 「幼稚園・保育園・認定こども園への団体配本」サービス**

「第三次富士市子ども読書活動推進計画」に基づき、各園において子どもの読書活動を推進するに当たり、読書環境を充実するための取組。図書館でお勧めの絵本をセットにして各園に希望セットを貸出し、園での読み聞かせや園児の閲覧、保護者への貸出に供する。

## **P31 プレママ・プレパパ読み聞かせ講座**

フィランセで行われる「お母さんお父さん教室(3課)」で、図書館職員が絵本の読み聞かせについて説明し、保護者に絵本1冊を配付する。

## **P31 託児サービス**

乳幼児を連れて保護者が図書館を利用する間、中央図書館のグループ室で専門のスタッフが託児を行う。保護者の育児中の学びをサポートするとともに育児負担の軽減につなげる。